

令和4年度高知県漁業就業者確保・情報発信委託事業仕様書

第1 事業の主旨

本事業は、漁業者の減少や高齢化が進む中、新規漁業就業者を確保するため、関西圏での漁業就業フェアの開催やインフルエンサーと連携した効果的な情報発信を行うことで、漁業就業希望者の増加に繋げることを目的とする。

第2 事業内容

1 関西での漁業就業フェアの開催

関西での漁業就業フェアを以下のとおり開催すること。

(1) 開催の実施時期・回数

令和4年8月から10月の間に1回開催することとし、開催日時については一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下、「センター」という。）と協議のうえ決定すること。

(2) 開催会場

- ア 会場は大阪府とし、100名程度収容できる会場とすること。
- イ オンラインの活用や新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じることができるとする会場とすること。
- ウ 会場のレイアウトは受託者の提案をもとに、センターと協議のうえ、決定すること。

(3) 新規就業者によるトークセッション

地域で活躍する新規就業者3名によるトークセッションを以下のとおり実施すること。

- ア 会場内にトークセッションに必要となるスペースを設け、装飾を行うこと。
- イ 新規就業者3名の選定はセンターと協議のうえ決定することとし、選定した新規就業者への依頼や実施に向けた調整を行うこと。
- ウ トークセッションを進行するための司会を1名配置すること。
- エ トークセッションの内容については受託者の提案をもとにセンターと協議のうえ決定すること。
- オ トークセッションの実施にかかる費用は全て受託者が負担することとし、新規就業者3名には謝金（2万円）及び自宅から会場までの往復にかかる旅費（宿泊費含む）を支払いすること。

(4) 就業相談

県内の漁業経営体による就業相談を以下のとおり実施すること。

- ア 会場内には漁業経営体やセンター等が来場者の就業相談等に応じるためのブースを設置すること。

- イ 県内の雇用型漁業（定置網漁業や中型まき網漁業等）の漁業経営体に対して出展の希望の有無を確認し、一覧表に整理してセンターに報告すること。
- ウ 出展する漁業経営体を7社以上集めることとし、出展に向けて漁業経営体との連絡・調整を行うこと。
- エ 就業相談の実施にかかる費用は全て受託者が負担することとし、出展する漁業経営体に対しては旅費の補助として、1経営体あたり2万円を支払いすること。
- オ 受託者は就業相談の内容を記載するための様式を作成し、出展者に配布するとともに、フェア相談終了後には結果の写し及びその結果を一覧表に整理したものをセンターに提出すること。

(5) VR 動画等による本県漁業の PR

県内の漁業を紹介する VR 動画の視聴を以下のとおり実施すること。

- ア センターが所有する7漁業種類（かつおの一本釣りや養殖業など）の VR 動画をそれぞれ視聴できるよう7ブース設置すること。
- イ 7ブースにおいては、視聴に必要なとなるパソコン、ヘッドセットをそれぞれ用意すること。
- ウ 来場者に対して県内漁業を PR するためのモニターを用意することとし、モニターで放映する内容についてはセンターと協議のうえ決定すること。
- エ VR 動画の視聴やモニターでの PR 等にかかる費用は全て受託者が負担すること。

(6) WEB ページの制作・発信

漁業就業フェアへの集客を図るための WEB ページを以下のとおり制作すること。

- ア 漁業就業フェアの開催内容や本県漁業の魅力等を掲載した訴求力のある WEB ページを制作し、情報発信を行うこと。
- イ 閲覧者数等についてセンターに報告すること。
- ウ WEB ページの制作の制作・発信等にかかる費用は全て受託者が負担すること。

(7) 集客

漁業就業フェアへの集客を以下のとおり実施すること。

- ア 本県漁業の就業に関心をもった者を50名以上集客すること。
- イ 漁業への就業を希望する者の属性（海が好き、釣りが好き）を調査・分析し、その分析結果に基づき Youtube 及びその他 SNS を活用した効果的な情報発信を行い集客を図ること。

(8) その他

フェア終了後は就業相談や集客結果を分析し、書面（任意様式）に整理したものをセンターに提出すること。

2 インフルエンサーと連携した情報発信

新規漁業就業者等が発信する漁業の魅力ややりがいをインフルエンサーと連携して SNS (Facebook、twitter 等) で情報発信を行うこと。

(1) 新規漁業就業者等による情報発信

- ア 漁業の魅力ややりがいを情報発信する新規漁業就業者を 3 名以上確保すること。
- イ 情報発信を行う新規漁業就業者等の選定はセンターと協議のうえ決定することとし、受託者は選定した新規漁業就業者等への事業の主旨説明や情報発信のための調整を行うこと。
- ウ 選定した新規漁業就業者等は週 2 回以上情報発信を行うこととし、期間は令和 5 年 3 月 31 日までとする。
- エ 選定した新規漁業就業者等には謝金として一人当たり月 1 万円を支払いすることとし、その費用は受託者が負担すること。

(2) インフルエンサーによる情報発信

- ア 県外から本県に就業している新規漁業就業者等の属性(海が好き、釣りが好き)や就業のきっかけ及び全国的な動向を調査・分析のうえ、効果的な情報発信ができるインフルエンサーを 1 名以上起用すること。
- イ インフルエンサーの発信媒体は SNS とし、YouTube、Instagram 等、種類は問わないこととする。
- ウ インフルエンサーは実際に高知を訪問し、情報発信を行う新規漁業就業者等との意見交換や漁業体験、水揚げを見学する等、情報発信に向けて本県漁業の知識を深めること。
- エ 受託者はインフルエンサーが高知を訪問する日程等についてセンターと協議のうえ、インフルエンサーと調整を行うこととし、悪天候等により予定日に実施できない場合は、センターと協議のうえ日程等の再調整を行うこと。
- オ インフルエンサーは自身の SNS において、漁業体験の内容や漁業就業フェアの告知、本県漁業への就業の魅力等を発信するとともに、新規漁業就業者等が発信した内容をリツイートする等、漁業就業希望者の増加につながるように県外に広く PR すること。
- カ インフルエンサーは年間 5 回程度(リツイートを除く)情報発信を行うこととし、新規漁業就業者等が発信する情報についてはできるかぎりリツイートすること。
- キ 情報発信に際しては、本県の漁業への就業の魅力がフォロワーに伝わるような素材(写真)を使用すること。
- ク インフルエンサーによる体験や情報発信等にかかる費用は全て受託者が負担すること。

(3) 調整等

以下のとおり調整及びディレクション業務を行うこと。

- ア インフルエンサーとの契約及び連絡・調整
- イ インフルエンサーの出張に係る宿泊や交通等の手配
- ウ 新規漁業就業者等への連絡・調整
- エ その他事業の実施に係る準備、一切のディレクション業務

(4) その他

結果を分析し、整理したものをセンターに提出すること。

3 PR 動画の制作

漁業就業希望者の掘り起しに効果的な PR 動画を以下のとおり制作すること。

(1) 内容

本県の漁業や漁村の魅力、新規漁業就業者等へのインタビュー等、就業を促すために効果的な動画を制作すること。

(2) 映像の長さ及び制作本数

1 分間程度の動画を 1 本、5 分間程度の動画を 1 本制作すること。

(3) 納期

PR 動画は漁業就業フェア等で活用するため、7 月末までにセンターへ納品すること。

(4) その他

- ア 動画の制作にかかる費用は全て受託者が負担すること。
- イ 動画の制作に必要な取材先への連絡や調整は受託者が行うこと。
- ウ 完成品の納品前にはセンターの確認を受け、修正が必要な場合はセンターの指示に合わせて修正を行うこと。
- エ 本 PR 動画はホームページや Youtube 等の SNS に掲載することを踏まえて制作すること。
- オ 納品は電子媒体 (DVD 等) で行い、ホームページや Youtube 等の SNS での放映に適したデータ形式で納品すること。

4 SNS や雑誌等を活用した効果的な情報発信

漁業就業希望者の掘り起しのため、Youtube や雑誌等を活用した効果的な PR を以下のとおり実施すること。

(1) 掲載する媒体

受託者は漁業就業希望者の掘り起しに効果的な媒体を提案し、センターと協議のうえ決定すること。

(2) 掲載回数

5 回以上掲載することとし、各媒体の組み合わせ (例：雑誌 1 回、SNS 4 回) は

問わない。

(3) 内容

本県漁業の魅力や、センターが就業相談から就業後のフォローアップまでの総合的な支援を行っていること等、漁業就業希望者の掘り起こしのために効果的な PR を行うこと。

第3 実施体制

以下の点を踏まえ、本事業が円滑に実施できる人員・体制を確保し、責任者を明確にすること。

1 関西での漁業就業フェアの開催

関西での漁業就業フェアを円滑に進めるため、フェアの準備や運営、県内関連事業者等との連携に必要な人員を確保すること。

2 インフルエンサーと連携した情報発信

新規漁業就業者等による情報発信や、インフルエンサーの高知県への訪問や情報発信を円滑に進めるために必要な人員を確保すること。

3 PR 動画の制作

PR 動画の制作のための取材等に必要となる人員を確保すること。

4 SNS や雑誌等を活用した効果的な情報発信

情報発信を効果的に実施するために必要となる人員を確保すること。

第4 委託期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

第5 事業計画書

本事業の受託後、1週間以内に業務ごとのスケジュールを記載した事業計画書を提出すること。

第6 業務進捗の月例報告

受託者は、毎月の業務の進捗状況と仕様書第2の1(6)及び2の業務で発信した情報の閲覧状況等を翌月の5日までにセンターへ報告すること。また、閲覧状況等に応じて、情報発信の効果向上のために必要な提案を行うこと。

第7 事業実績報告

受託者は、本事業が終了したとき、次の内容を含む業務完了報告書を作成し、センターに提出しなければならない。提出物は紙媒体1部及びデータとする。データはメディア（CD又はDVD）に記録し、各ファイルには内容の分かるファイル名を付与すること。また、ファイル提出前にはウィルスチェックを行うこと。

1 全体業務について

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 実施した業務の一覧

2 関西での漁業就業フェアの開催

- (1) 出展事業者及び来場者の情報を整理し、一覧にしたもの
- (2) 就業相談の結果の写し及び結果を一覧に整理したもの
- (3) WEB ページの閲覧数を日別及び月別に整理したもの
- (4) SNS での情報発信するうえでの分析結果及び SNS の閲覧数を日別及び月別に整理したもの
- (5) 結果等を分析、整理したもの

3 インフルエンサーと連携した情報発信

- (1) インフルエンサーや新規漁業就業者等が発信した情報や閲覧数を整理したもの
- (2) 結果等を分析、整理したもの

4 PR 動画の制作

- (1) 取材日時や場所、内容等を整理したもの

5 SNS や雑誌等を活用した効果的な情報発信

- (1) 情報発信した内容を整理したもの
- (2) 情報発信による閲覧数等を整理したもの

第8 その他の留意事項

- 1 本業務の実施にあたっては、第1に掲げる業務の主旨に沿い、より効果的な方法を選択して誠実に実施すること。
- 2 本業務により得られた成果物は原則としてセンターに帰属することとし、その成果物は他社の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症等の影響によって、本仕様書により難しい事情が発生した

場合には、センターと受託者が協議を行い、本業務の趣旨に沿った効果的な業務へ事業費を充当することとする。

- 4 その他、本仕様書に定めのない事項については、センターと受託者が協議して定めるものとする。